

# 三島村“地域の人事部”戦略策定事業業務委託仕様書

## 1. (適用範囲)

本仕様書は、三島村が実施する「三島村“地域の人事部”戦略策定事業」の業務委託に関し必要な事項を定めるものである。

## 2. (目的)

複数離島で構成されている三島村は、人口減少や住民生活を支えるためのサービスやインフラの維持管理に従事する人材が不足してきており、住民のもつ資格や技能等を把握し、地域人材と雇用ニーズを一覧化することで、人材のマッチングやスキル人材の育成を行い、村内における雇用の創出、拡大を図る。

## 3. (業務概要)

本業務は、次の事項について業務を実施し、報告書として取りまとめるものとする。

- ・地域人材と生活ニーズ調査の設計（調査票の作成・調査の実施に際しての助言）
- ・整理・分析（調査を通じて明らかとなった情報の一覧化・データベース化）
- ・人材の育成・活用戦略の策定支援（会議資料や戦略案など策定に際しての資料）
- ・会議開催（戦略策定委員会・地区ワークショップ）に際しての運営支援

## 4. (工 期)

本業務の履行期限は、平成29年8月25日とする。

## 5. (予算)

10,533千円以内（消費税込み）とする。

## 6. (提出書類)

### (1) 業務着手時

- ・工程表
- ・業務責任者、主任技術者届及び履歴書

### (2) 業務完了時

- ・業務完了届
- ・成果品引渡書

## 7. (成果品)

当事業において実施した内容及び実施内容によって得られた成果について報告書としてとしてとりまとめ、成果品として提出すること。

- (1) 三島村“地域の人事部”戦略策定事業報告書 3部
- (2) 同デジタルデータ（CD等） 1式

## 8. (事業者を求める要件)

業務の前提として、事業者は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(昭和14年法第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしたものにあつては厚生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- (3) 参加希望書等の提出期限の最終日以降、契約満了日までの期間において、三島村及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 当仕様書記載の実施内容を履行期間及びその後の運用期間において遂行可能な体制を組成すること。
- (5) 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
- (6) 県民税及び所在市町村税に未納がないこと。

## 9. 知的財産権等

### (1) 機密保持

本仕様書に基づく作業等において、三島村が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、事務局と事前に協議し承認を得ること。

### (2) 著作権

成果物の所有権及び著作権は三島村に帰属する。ただし、本事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、事業者の責任と費用をもって処理する。

## 10. その他

- (1) 戦略策定委員会及び地区ワークショップへの出張旅費、日当等の経費は委託費に含む。
- (2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、三島村及び事業者で協議の上決定する。